

課外活動団体 御中

課外活動団体顧問・監督 各位

学生支援センター

所長 宇野 文夫

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について  
 [BCP レベル2 適用期間 6月6日～当面の間]

6月6日以降の課外活動について以下の通りお知らせします。兵庫県では「まん延防止等重点措置」が解除となりますが、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、課外活動を行う学生一人一人が適切な行動を取るよう徹底していただくことを強く要請いたします。なお、新型コロナウイルス感染状況、および政府等からの通知によっては、制限内容を強化したり期間を延長したりする場合があります。

項目	2022年6月6日以降
(1) 対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての団体を許可制とする</li> </ul>
(2) 通常の活動および練習について	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内施設での練習に限る。 ※活動施設が学内にない団体はその限りではない。</li> <li>活動時間:7:00～21:00 ※21時には施設を退出すること。</li> <li>他大学等との合同練習および練習試合は参加人数を絞るなど移動人数を最小限にとどめること。※兵庫県の方針に合わせて変更すること。</li> <li>合宿開催は原則、不可とする。</li> </ul>
(3) 活動内容（練習内容）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容（練習内容）は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」もしくは所属連盟等のガイドラインにて定められた内容を遵守し、感染防止策を適切に講じた上で行う。</li> </ul>
(4) 公式戦への参加について	<ul style="list-style-type: none"> <li>主催者の行う感染予防措置を確認し、その徹底を図ることを前提に公式戦等（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事、および連盟が主催する行事）への参加を認める。</li> <li>本学施設を使用しての公式戦等の実施は許可制とする。</li> <li>宿泊を要する場合は、宿泊期間中本学指導者の帯同を必須とし、実施2週間前までに学生支援センターへ許可申請をすること。 ※宿泊先への移動時（往路・復路）に、止むを得ない事情により本学指導者が帯同できない場合は学生支援センターに相談してください。</li> </ul>
(5) 総合型地域スポーツ・文化クラブの実施について	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツクラブは、課外活動再開済みの団体のみ申請可能（許可制）</li> <li>スポーツフェスタは、課外活動再開済みの団体のうち、過去にスポーツフェスタ開催実績のある団体のみ申請可能（許可制）</li> </ul>
(6) 入部予定者（高校生等）の活動参加について	<p><b>【対象】</b> 指定クラブ強化特別入試対象団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人および保証人に同意を得た者のみ参加させる（要参加承諾書）</li> <li>本学指導者が原則立ち会う</li> <li>スポーツ安全保険等の保険に加入している者のみ参加させる</li> <li>宿泊を伴う活動参加は認めない</li> </ul>
(7) 入部希望者（新入生等）の活動参加について	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動を許可された団体のみ、感染防止策を講じた上で認める。             <ol style="list-style-type: none"> <li>見学</li> <li>体験入部・セレクション</li> </ol> </li> <li>キャンパス内での新入生勧誘活動は別途許可が必要。</li> </ul>
(8) 顧問監督等の視察について	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学関係者の視察が認められた大会、または許可を得た視察先への訪問のみ認める。その場合、マスク着用等、感染防止の対策を必ず行うこと。</li> </ul>
(9) 指定クラブ強化特別入試受験希望者への面談等実施について	<ul style="list-style-type: none"> <li>認める。</li> </ul>

以上